

令和4年6月13日（月）

令和4年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第1回）

議案書

【時間】 午前9時30分から

【場所】 紀の川市役所 2階 市民協働スペース

内容

会議次第	- 1 -
出席者名簿	- 2 -
議案第 1 号	- 3 -
議案第 2 号	- 9 -
議案第 3 号	- 12 -
議案第 4 号	- 13 -
議案第 5 号	- 16 -

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 出席者紹介

4. 議 事

議案第1号

- ▼令和3年度事業報告について
- ・資料1から資料3のとおり

議案第2号

- ▼令和3年度会計歳入歳出決算について
- ・資料4のとおり

議案第3号

- ▼令和4年度事業計画（案）について
（地域巡回バス運行車両の移動円滑化基準適用除外について）
- ・別冊資料のとおり

議案第4号

- ▼令和4年度会計歳入歳出予算（案）について
- ・資料5のとおり

議案第5号

- ▼紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について
- ・資料6のとおり

5. そ の 他

6. 閉 会

出席者名簿

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1)紀の川市の指名する者	紀の川市福祉部	部長	若林 伸彦	
	紀の川市農林商工部	部長	西田 吉雄	
	紀の川市建設部	部長	井ノ上 益秀	
(2)法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	常務取締役支配人	森川 圭治	代理出席
	有田交通株式会社	旅客観光部部長	新谷 安孝	代理出席
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	総務企画課課長代理	堂脇 義史	代理出席
	和歌山電鐵株式会社	総務企画部長	麻生 剛史	代理出席
(3)住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	半田 雅巳	
	粉河地区区長会	会長	辻 政行	
	那賀地区区長会	会長	箔谷 好晃	
	桃山地区区長会	会長	大西 吉生	
	貴志川地区区長会	会長	富岡 正明	
(4)近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	一ノ瀬 健	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴木 健	
(5)岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	警部	宮本 竜祐	代理出席
(6)道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	近畿大学生物理工学部	講師	山田 崇史	副会長
	和歌山河川国道事務所和歌山国道維持出張所	所長	中井 哲士	
	和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課	副課長	兼子 真矢	監査委員代理出席
	那賀振興局建設部	副部長	中村 展久	
	岩出市総務部総務課	副課長	中下 正明	監査委員代理出席
ご欠席	紀の川市	副市長	今城 崇光	会長
	一般社団法人和歌山県タクシー協会	会長	川村 昌彦	
	和歌山県交通運輸産業労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	

議案第1号

令和3年度事業報告について

- 前年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会事業について報告するとともに、結果について承認を求める。

資料1から資料3のとおり

令和4年6月13日提出

■事業の概要及び地域巡回バス利用実績・市運行補助金の状況

1. 紀の川市地域巡回バスの概要

- 運行主体：紀の川市
- 運行事業者：
 - 和歌山バス那賀株式会社：名手上那賀支所コースほか7コース
 - 有田交通株式会社：東貴志丸栖コース、西貴志コース
 - 株式会社有交紀北：桃山鞆渕コース、細野貴志川コース、赤沼田名手駅前路線（デマンド）

2. 利用実績及び市運行補助金の支出状況（集計期間は、4/1～翌3/31）

- 地域巡回バス利用実績（各コース毎の利用者数は別紙記載）

R02 実績	R03 実績	前年比
27,069 人	26,194 人	96.8%

- 市運行補助金の支出状況（集計期間は、4/1～翌3/31）

区分		運行事業者		R02 実績 (円)	R03 実績 (円)	前年比
経費	運行経費	和歌山バス那賀株式会社		50,410,850	56,046,710	111.2%
		有田交通株式会社		12,314,841	13,262,250	107.7%
		株式会社 有交紀北	赤沼田名手 駅前路線 (デマンド)	57,500	75,900	132.0%
			桃山鞆渕・ 細野貴志川 コース (R3.10～運行)	-	8,384,980	-
	経 費 合 計			62,783,191	77,769,840	123.9%
収入 補助額	運賃収入	和歌山バス那賀株式会社		1,063,981	885,779	83.3%
		有田交通株式会社		418,640	403,470	96.4%
		株式会社 有交紀北	赤沼田名手 駅前路線 (デマンド)	4,800	6,600	137.5%
			桃山鞆渕・ 細野貴志川 コース	-	183,100	-
	国庫補助	粉 河 那 賀 ・ 桃 山		13,769,000	13,769,000	100.0%
	収 入 合 計			15,256,421	15,247,949	99.9%
市補助金（経費合計－収入合計）				47,526,770	62,521,891	131.6%

3. 地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助対象路線）の状況（事業年度は、10/1～翌9/30）
 令和3年度事業は、令和2年10月1日～令和3年9月30日までとなります。

- 【Plan】 目的・計画・目標
 - 事業の目的・目標
 - 高齢者等の交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消
 - 安定した路線維持、サービス供給が行えるように、路線ごとの利用者数を目標設定
 - 事業の計画
 - 定時定路線による、1/1～1/3の三が日を除く毎日運行
- 【Do】 ネットワーク計画等の取組み
 - 粉河・貴志川高校の新入生説明会の資料として、時刻表等を配布（R03.3）
 - 紀の川市地域巡回バスの乗降調査を市外の事業者へ委託して実施（R03.3）
 - 地域巡回バスの路線・ダイヤ改正（R3.10.1）に合わせ、市内各エリアの路線図・時刻表をまとめた公共交通マップを作成し、市内各世帯に配布（R03.9）
 - 市広報紙で改正後に使用可能な無料乗車券を掲載し、利用促進を実施（R03.9）
- 【Check】 実施状況、目標の達成
 - 計画どおり、1/1～1/3の三が日を除く毎日運行
 - 山間部を含めたきめ細かな路線設定により、市内公共交通空白地域の解消に努めた
 - 路線ごとの目標利用者数等と実績は下表のとおり

路線名称	令和3年度（目標）		令和3年度（実績）		結果
	利用者数	1日当たりの利用者数	利用者数	1日当たりの利用者数	
粉河那賀	14,947人	41.3人/日	10,078人	27.8人/日	目標未達
桃山	11,603人	32.1人/日	8,843人	24.4人/日	目標未達

- 【Action】 今後の課題・対応
 - 平成31年3月に策定した紀の川市地域公共交通網形成計画をもとに、持続可能な地域公共交通網を構築するため令和3年10月に地域巡回バスの路線・ダイヤ改正を実施。改正以降の約2年間で試行運行期間と位置付け、期間中の各路線の利用状況について調査を実施するとともに、集積した利用実績をもとに本格運行への移行可否を検討し、より使いやすく、かつ持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指す。
 - 広報紙等を活用し、地域公共交通の利用者数等の情報発信を継続的に実施する。
 - 現在の地域公共交通網をより良くするだけでなく、新たにネットワークを構築することも視野に入れ、検討を進める。
 - 改正後は、各路線の「利用者1人あたりのバス運行経費額」や「各バス停における乗降者数」を指標として用い、協議会で合意形成がなされている水準を満たさない場合には、本格運行時に路線やバス停の見直しを検討する。

資料 2 ダイヤ改正後の紀の川市地域巡回バスの利用状況について

【利用者数(人)】

コース名	便数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
名手上那賀支所コース	6	355	343	351	268	295	308	1,920
川原西脇コース	6	145	193	121	112	116	104	791
赤尾藤井コース	5	262	231	226	153	192	205	1,269
長田竜門コース	4	93	76	66	63	53	80	431
北勢田コース	3	25	27	46	36	40	46	220
三谷コース	2	7	14	6	2	6	9	44
黒土高野コース	6	34	45	38	26	36	52	231
打田貴志川コース	13	416	299	351	259	237	419	1,981
東貴志丸栖コース	4	220	187	211	139	144	193	1,094
西貴志コース	4	377	338	363	253	288	389	2,008
桃山鞆淵コース	6	312	321	321	223	166	327	1,670
細野貴志川コース	6	127	128	148	116	134	144	797
	65	2,373	2,202	2,248	1,650	1,707	2,276	12,456
前年度実績		2,520	2,297	2,336	1,733	2,176	2,478	13,540
前年同期比		94%	96%	96%	95%	78%	92%	92%

- ・ダイヤ改正後半年間の利用者数は、前年同期比で約92%となりました。また、令和4年2月は、和歌山県がまん延防止等重点措置の区域となるなど、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大しており、利用が大きく落ち込みました。
- ・なお、新型コロナウイルス感染症による影響が無かった直近3か年（平成29年度～令和元年度）の対前年比の平均は約96%で推移してきており、この減少傾向が続いているものと捉えられます。
- ・今後、ホームページや広報紙で地域巡回バスの利用状況について情報発信をするとともに、出前講座や地域での取組説明等の機会をとらえて利用促進の取組を行います。

資料 3 本格運行への移行可否検討に用いる資料について

1. 路線再編の指標について

➤ 指標の算出方法・考え方について

・地域巡回バスの持続的な運行と、利用実態に即した交通網の構築を図るため、試行運行中の各路線での利用状況を集計し、その利用実態をもとに本格運行への移行可否を検討します。(令和2年度第4回協議会の承認事項)

・判断にあたり、市内でのタクシー1時間あたりの貸切料金を用います。改正によってすべての路線で1時間以内の運行となっており、利用者1人あたりのバス運行経費額がタクシー1時間あたりの貸切料金を上回る路線や便については、廃止や減便、輸送手段の転換等を検討します。

※現在、紀の川市内タクシー事業者の貸切料金は4,600円/時間

・利用者1人あたりのバス運行経費額は以下により算出します。

①期間中の「バス運行経費額」を「各便の走行距離の割合」で按分することで、「各便の運行経費」を試算。

②期間中の「各便の運行経費」を「各便の利用者数」で割ることで「各便の利用者1人あたりのバス運行経費額」を試算し、現行の運行が適切かどうかの判断指標とします。

➤ 令和3年10月～令和4年3月の利用者1人あたりのバス運行経費額(円)

【凡例】4,600円以上の便を塗りつぶし表記

	コース名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	便全体
	上り	名手上那賀支所	15,604	2,789	1,169				
川原西脇		18,676	2,696	16,808					6,200
赤尾藤井		4,465	4,151						4,302
長田竜門		16,972	3,105						5,249
北勢田		89,779	3,295						6,356
三谷		32,714							32,714
黒土高野		18,858	23,572	3,536					7,931
打田貴志川		2,344	1,911	2,643	5,777	6,453	7,201		3,342
東貴志丸栖		2,013	8,596						3,263
西貴志		1,038	1,277						1,146
桃山鞆淵		9,070	3,281	3,452					4,257
細野貴志川		2,830	3,581						3,161
	コース名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	便全体
	下り	名手上那賀支所	480	3,026	6,570				
川原西脇		1,581	3,526	5,932					2,765
赤尾藤井		625	3,321	44,275					1,560
長田竜門		2,598	12,419						4,297
北勢田		3,356							3,356
三谷		9,622							9,622
黒土高野		3,178	10,102	40,409					6,844
打田貴志川		27,603	2,218	1,519	2,872	2,105	5,845	19,110	3,194
東貴志丸栖		2,637	4,319						3,275
西貴志		825	1,694						1,110
桃山鞆淵		2,245	1,800						1,998
細野貴志川		2,249	4,742	29,243					4,350

※「上り」「下り」は「紀の川市公共交通ガイドブック」の時刻表の矢印の向きに準じます。

- ・ダイヤ改正後半年の実績では、全65便中、25便で4,600円を上回りました。
- ・当指標を市ホームページ等で公開することで、利用促進に努めます。

2. バス停統廃合の指標について

➤ 指標の算出方法・考え方について

- ・地域巡回バスの持続的な運行と、利用実態に即した交通網の構築を図るため、試行運行期間中の各バス停での利用状況を集計し、その利用実態をもとに一定の利用水準に満たないバス停については、統廃合の検討対象とします。
- ・バス停統廃合の水準として、コース毎のバス停乗降者数が0.01人/便 (=100便に1人) を下回るバス停は、廃止や近隣バス停との統合を含め配置場所の検討を行います。
- ・「期間中の各バス停の乗降者数」を「期間中の運行便数」で割ることで「コース毎の1便あたりのバス停乗降者数」を算出します。

➤ 令和3年10月～令和4年3月のコース毎のバス停乗降者数の状況について

コース名	バス停数 (延べ)	水準以下のバス停数 (延べ)	水準以下バス停割合
名手上那賀支所	30基	14基	46.7%
川原西脇	36基	13基	36.1%
赤尾藤井	38基	18基	47.4%
長田竜門	33基	13基	39.4%
北勢田	16基	12基	75.0%
三谷	15基	8基	53.3%
黒土高野	11基	8基	72.7%
打田貴志川	28基	7基	25.0%
東貴志丸栖	41基	12基	29.3%
西貴志	34基	6基	17.6%
桃山鞆淵	31基	8基	25.8%
細野貴志川	16基	8基	50.0%
合計	329基	127基	38.6%

- ・コース毎のバス停数は延べ329基で、うち水準を下回る乗降者数であったバス停数が延べ127基となり、全体の38.6%を占めています。
- ・水準を下回るバス停数延べ127基のうち、利用が1回も無かったバス停が延べ43基ありました。(全体の約13.1%)
- ・水準を満たしていないバス停についてホームページ等で情報発信することで、利用促進につなげます。

議案第 2 号

令和 3 年度会計歳入歳出決算について

- 前年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、承認を求める。

資料 4 のとおり

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

令和3年度 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 会計決算報告

自：令和3年4月1日
至：令和4年3月31日

■歳入の部

(単位：円)

款	項	目	【予算額】	【流用充用】	【内容】	【歳入済額】	【比較額】
負担金	負担金	負担金	0	0		0	0
補助金	補助金	補助金	0	0		0	0
繰越金	繰越金	繰越金	1,000	0	前年度繰越金	1,102	102
諸収入	諸収入	雑入	0	0	貯金利息	1	1
合 計			1,000	0		1,103	103

■歳出の部

(単位：円)

款	項	目	【予算額】	【流用充用】	【内容】	【歳出済額】	【比較額】
運営費	会議費	会議費	0	0		0	0
	事務費	事務費	0	0		0	0
事業費	事業費	事業費	0	0		0	0
予備費	予備費	予備費	1,000	0		0	▲ 1,000
合 計			1,000	0		0	▲ 1,000

歳入合計 — 歳出合計 = 1,103

差引残額1,103円は、次年度へ繰り越すこととする。

令和3年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
会計歳入歳出決算監査報告書

令和3年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、諸帳簿ならびに証拠書類を監査したところ、適正であったことを認めます。

令和4年6月6日

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

監査委員

狭間 裕司 

監査委員

木村 清隆 

議案第3号

令和4年度事業計画（案）について
（地域巡回バス運行車両の移動円滑化基準適用除外について）

■国庫補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく事業の実施について、次のおり承認を求める。

また、和歌山バス那賀株式会社が運行する路線の車両を新たに導入するにあたり、交通バリアフリー法における移動円滑化基準の適用除外認定を申請することについて承認を求める。

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
- ・地域巡回バス運行車両の移動円滑化基準適用除外の申請について

別冊資料のおり

令和4年6月13日提出

議案第 4 号

令和 4 年度会計歳入歳出予算（案）について

■令和 4 年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出予算（案）
について、承認を求める。

自：令和 4 年 4 月 1 日

至：令和 5 年 3 月 31 日

【歳入の部】

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額		比較	説 明
			本年度	前年度		
負担金	負担金	負担金	0	0	0	
補助金	補助金	補助金	3,091	0	3,091	地域公共交通計画策定に係る調査事業に対する紀の川市補助金資料
繰越金	繰越金	繰越金	1	1	0	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	0	0	0	預金利息
計			3,092	1	3,091	

【歳出の部】

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額		比較	説 明
			本年度	前年度		
運営費	会議費	会議費	0	0	0	
	事務費	事務費	451	0	451	市民アンケート調査封筒印刷・郵送
事業費	事業費	事業費	2,640	0	2,640	地域公共交通計画策定支援委託料
予備費	予備費	予備費	1	1	0	
計			3,092	1	3,091	

令和 4 年 6 月 13 日提出

資料 5 紀の川市地域公共交通計画の策定について（議案第 4 号補足資料）

1. 概要

本市の現行計画「紀の川市地域公共交通網形成計画」（以下「現計画」といいます。）の計画期間が、令和 5 年度末で終了します。

現計画期間中の利用状況を踏まえながら、より利用実態に即した地域公共交通としていくため、次期計画として「紀の川市地域公共交通計画」（以下「新計画」といいます。）を令和 4 年度から令和 5 年度の 2 か年で策定します。

2. 新計画の計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年

3. 策定の背景について

人口減少や高齢化社会が進行する中、市民が利用しやすい地域公共交通網の姿を明らかにし、市民・交通事業者・行政が相互の連携・協力に基づいた持続可能な地域公共交通の運行を実現するため、平成 31 年 3 月に現計画を策定しました。

現計画で定めた目標を達成するため、これまで市の広報紙やホームページ等を活用した利用促進施策や公共交通マップの作成、地域巡回バスの路線・ダイヤ改正等による試行運行等を実施してきました。

しかしながら、人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響から、地域巡回バスをはじめとした公共交通の利用者数は軒並み減少傾向にあり、持続可能な地域公共交通の実現に向けて更なる取組が必要と言えます。

また、令和 2 年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」改正に伴い、従来の「地域公共交通網形成計画」に対して計画の対象や内容、位置づけ、実効性確保のそれぞれの面で拡充させた「地域公共交通計画」を策定することが各自治体の努力義務となりました。

以上を踏まえ、令和 4 年度は本市の地域公共交通の現状や利用者ニーズを把握するための調査事業を実施し、そのデータに基づき、地域公共交通を取り巻く課題に対応するための新計画を令和 5 年度に策定します。

4. 策定スケジュール案について

次ページのとおり

紀の川市地域交通計画策定までのスケジュール案

	時期	事項	内容
令和4年度 【基礎調査】	6月ころ	第1回協議会	令和4年度事業計画の上程
	12月ころ	市民アンケート実施	
	1月	アンケート集計・分析	
	随時	地域巡回バス乗降調査	
	3月ころ	第2回協議会	基礎調査結果（速報）を報告します。
令和5年度 【計画策定】	6月ころ	第1回協議会	令和4年度の調査結果をもとにした、紀の川市地域交通計画で目指すべき方向性について説明します。
	随時	住民ワークショップの実施	新たな交通手段の導入や路線再編を検討する地域を中心に住民ワークショップを実施予定です。
	10月～11月ころ	第2回協議会	・計画策定の進捗状況や住民ワークショップの開催時にはその結果を報告します。 ・計画素案を事前にご確認いただきます。
	12月ころ	パブリックコメントの実施	市ホームページにてパブリックコメントを募集します。
	1月～2月	第3回協議会	パブリックコメントの結果報告と、修正等が発生した場合にはその修正内容を説明します。
	3月	第4回協議会	計画の完成報告をします。

- ・上記スケジュールは現時点での案となっており、関係主体との調整等のため変更になる場合があります。
- ・期間中随時、協議会（部会を含む）を開催する場合があります。

議案第 5 号

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の規約改正について

- 「紀の川市地域公共交通計画」の策定および協議会の運営に関する規約の改正について次のとおり承認を求める。

資料 6のとおり

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約改正案 新旧対照表

(下線部は改正部分)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国自旅第240号)第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業(以下「確保維持改善事業」という。)の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 確保維持改善事業及び<u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) 確保維持改善事業及び<u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(3) 確保維持改善事業及び<u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 会長は、紀の川市<u>企画部長</u>をもって充てる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(書面による決議)</p> <p>第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 事務局長は、紀の川市<u>企画部地域創生課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成30年6月14日から施行する。</p> <p>この規約は、令和元年6月27日から施行する。</p> <p><u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国自旅第240号)第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業(以下「確保維持改善事業」という。)の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 確保維持改善事業及び<u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) 確保維持改善事業及び<u>網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(3) 確保維持改善事業及び<u>網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 会長は、紀の川市<u>副市長</u>をもって充てる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(軽微な事項に関する取扱い)</p> <p>第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、<u>意見照会をもって議決に代えることができるものとする。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 事務局長は、紀の川市<u>企画部長</u>をもって充てる。</p> <p><u>3 事務局次長は、紀の川市企画部地域創生課長をもって充てる。</u></p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成30年6月14日から施行する。</p> <p>この規約は、令和元年6月27日から施行する。</p>

●改正理由について

- i) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に対応した「地域公共交通計画」の作成及び実施に関しての協議を行うため。
- ii) 会長を公共交通担当部局の長とすることで、協議会の運営をより円滑に行うため。また、書面協議に関する規程を明確化するため。

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

改正 令和 年 月 日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通計画**の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び**地域公共交通計画**の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び**地域公共交通計画**に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び**地域公共交通計画**に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第6条 会長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（副会長）

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

（監査委員）

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（協議会の運営）

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（書面による決議）

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

（協議結果の尊重義務）

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（部会）

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部地域創生課長をもって充てる。

3 事務局員は、紀の川市企画部地域創生課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和 年 月 日から施行する。